

科学研究費助成事業 研究成果報告書

令和元年6月19日現在

機関番号：12604
 研究種目：若手研究(B)
 研究期間：2015～2018
 課題番号：15K16844
 研究課題名(和文) 西安相家巷出土秦封泥よりみた戦国秦・統一秦の中央官制及び郡県制に関する研究

研究課題名(英文) Research on the Central Government Organization and Prefectural System During the Warring States Period and Unification of Qin from Qin Clay Seals Excavated in Xiangjia Xiang, Xian

研究代表者

下田 誠 (SHIMODA, Makoto)

東京学芸大学・教員養成開発連携センター・准教授

研究者番号：40448949

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 1,200,000円

研究成果の概要(和文)：本研究は1995年西安市北郊の相家巷において偶然発見された総数6000ともいわれる秦封泥を主たる資料に、戦国末秦から統一秦にかけての時期の中央・地方の官制や郡県制(地方行政)等について実証的・帰納的な研究をおこなうものである。4年間の研究期間において、封泥のデータベースを作成するとともに、文献史料と近年増加する簡牘や青銅器等の新資料も活用し、秦史研究に新たな知見を加えた。相家巷秦封泥は『漢書』百官公卿表により秦官とされていたものに多く根拠を与えるとともに、一方で設置時期や名称の相違など新たな事実も明らかにしている。同様に、秦郡の設置時期や名称についても傍証となる資料を提供している。

研究成果の学術的意義や社会的意義

研究代表者は「封泥からみた秦代の中央官制」等の論文に対し、2014年3月中国出土資料学会より第1回学会賞を与えられている。その選考理由に「近年大量に出土した秦封泥についての日本語による最初の網羅的かつ総括的な論考である」、「印文の解読には、当該時代についての官制、政治史、歴史地理などについての総合的な知識が必要とされる。このように高度な専門性が求められる研究分野における着実な研究として評価できる」とあり、「出土資料を利用した総合的な秦官制研究への発展」が求められている。また、日本のいくつかの博物館・美術館は相家巷秦封泥を所蔵しており、旧蔵の秦封泥の鑑定等も含め、社会的意義も大きい。

研究成果の概要(英文)：This empirical and inductive research on central and local government organization as well as the prefectural system from the Warring States Period to the Unification of Qin focuses on the Qin clay seals discovered in Xiangjia Xiang in the northern part of Xian in 1995 which are said to total around 6000. Over the 4 year research period, in addition to creating a clay seal database, written historical materials and new materials such as bamboo slips and bronze artifacts which have increased in recent years were utilized to add new knowledge to research on Qin history.

There is a lot of evidence that the Qin clay seals from Xiangjia Xiang belonged to Qin government officials from the Table of nobility ranks and government offices, Han-shu. However, the seals also uncover new information such as variations in establishment times and names. At the same time, the seals give supporting evidence on the establishment time and names of the Qin Counties.

研究分野：中国古代史

キーワード：西安相家巷 秦封泥 戦国秦 統一秦 中央官制 郡県制

様式 C - 19、F - 19 - 1、Z - 19、CK - 19 (共通)

1. 研究開始当初の背景

秦封泥の研究は相家巷新出封泥が発表される 1997 年以前と以後に大きく分けることができる。ここでは 1997 年以前は省略するが、1996 年 12 月、西北大学文博院主催の「首届新發現秦封泥學術研討會」が開催され、北京古陶文明博物館の所蔵する相家巷出土秦封泥が公開された。1997 年 1 月『西北大学学报』には李学勤「秦封泥与秦印」、周曉陸・路東之「空前的收穫 重大的課題 古陶文明博物館藏秦封泥綜述」など一連の研究が収録された。1998 年には茨城県古河市にある篆刻美術館において『封じる 封印七〇〇〇年の歴史』展が開催され、館蔵 80 品が紹介された(松村一徳編)。当初、秦封泥は出土地が不明であったが、2000 年には正式な考古発掘により西安相家巷において秦封泥 325 枚が得られた(中国社会科学院考古研究所漢長安城工作隊「西安相家巷遺址秦封泥の発掘」『考古学報』2001 年第 4 期)。日本のいくつかの美術館はさまざまなルートにより購入・入手し、相家巷秦封泥を所蔵している。こうした背景のもと 3 大著録等も刊行され、新出の相家巷秦封泥を活用した研究の基礎が整いつつあった。



「穎川太守」秦封泥 上海博物館蔵

左：印面 右：裏面

(孫慰祖『中国古代封泥』上海人民出

版社、2002 年、41 頁より)

2. 研究の目的

本研究は 1995 年西安市北郊の相家巷において偶然発見された総数 6000 ともいわれる秦封泥を主たる資料に、戦国末秦から統一秦にかけての時期の中央・地方の官制や宮苑制度、郡県制(地方行政)、手工業や農業、物流など諸産業に関する実証的・帰納的な研究をおこなう。研究に際し、データベースを作成するとともに、近年陸続と増加する簡牘や青銅器などの新資料も活用する。

相家巷秦封泥は『漢書』百官公卿表により秦官とされていたものに多く根拠を与えるとともに、一方で設置時期や名称の相違など新たな事実も明らかにしている。また豊富な官職を伝え、文献未載のものも多数ある。本研究は新たな秦史の世界を提示することを最大の目的とする。

3. 研究の方法

本研究は近年、西安相家巷より大量に出土した秦封泥を資料に戦国末秦・統一秦の実態を復元し、新たな秦史の世界を提示することを目的としている。

(1) 最初の 2 年間で西安相家巷出土資料を中心とした秦封泥データベースを作成する。その際の項目は印面文字・個数・出典・現蔵・概要などのほか、画像・考古情報(得られる資料について)を含めるものとし、自身の分類番号も明示する。方法論は前回科研報告書にも収録。

(2) 現蔵単位(博物館など)を直接訪問し、実物資料(遺物)から得られる情報も整理する。

(3) データベースと実見に関する情報を下に、主に封泥文字資料を「地理」に関するもの、「職官」に関するものに分け、帰納的・実証的に戦国末秦・統一秦の郡県制や各種産業を支える諸官を解明し、論文にまとめ、秦史の再構築をはかる。

4. 研究成果

本研究期間の成果の詳細は別冊の『研究成果報告書』にゆだねるが、学術的な成果に限定して記入すれば、本研究は秦統一時、統一後の再編における秦郡名の比定について、具体的に根拠を与えた。先行研究では秦の全国統一時(紀元前 221 年)に全国に 36 郡が設置され、その後、始皇三十三年(紀元前 214 年)に 48 郡に再編されたとされている。その前者 36 郡のうち、封泥資料は 26 郡に根拠を与え、後者には 34 郡(36 郡との重複を除けば 8 郡)に傍証を与える。

以上の知見は、1990 年代初頭までの相家巷出土前の認識を大きく変更するものであり、本研究は秦封泥研究の到達点を確認すると共に、一方で封泥資料の限界をも示している。

次ページの「表 秦郡の設置と秦封泥」は本研究の成果の一端を明らかにするものとして掲載する。

章	節	章節項	郡名等	【参考】年代	封泥・印章例	通番	
第一章 關中地區諸郡	第一節 京師地區	1-1	內史	前 221-前 207	內史之印	[1]	
		第二節 隴右地區	1-2-1	隴西郡	前 280-前 207		[2]
	1-2-2		北地郡	前 271-前 207	<u>北地郡</u> 印	[3]	
	1-2-3		上郡	(前 328-前 324) -前 207	上郡大守 上郡候丞	[4]	
	第三節 巴蜀地區	1-3-1	蜀郡	前 314 (前 316、 前 285) -前 207	蜀大府丞 蜀大府印 蜀西工丞 蜀左織官 蜀邸倉印	[5]	
		1-3-2	巴郡	前 314-前 207	巴左工印	[6]	
		1-3-3	漢中郡	前 312-前 207	漢大府丞 漢中底印	[7]	
	第二章 山東北部諸郡	第一節 故韓魏河 北地區	2-1-1	河東郡	前 286-前 207		[8]
			2-1-2	河內郡	昭襄王時-前 207	河內左工 河內邸丞	[9]
2-1-3			上党郡	(前 259-前 247) -前 207	<u>上党府</u> 丞	[10]	
第二節 故趙地區		2-2-1	太原郡	(前 259-前 247) -前 207	大原守印 大原大府	[11]	
		2-2-2	雲中郡	前 234-前 207		[12]	
		2-2-3	鴈門郡	前 234(?) -前 207		[13]	
		2-2-4	邯鄲郡	前 228 -前 207	邯鄲亭丞 邯鄲工丞 邯鄲之丞 邯鄲造工 邯 邯 工	[14]	
		2-2-4	鉅鹿郡	前 228-統一後	鉅鹿之丞	[15]	
		附	清河郡	統一後 -前 207	⑩ <u>清河侯</u> 印 清河水印 清河大守	[16]	
		附	河間郡	前 235-前 229(?) 統一後 -前 207	⑩ 河間尉印 河間大守	[17]	
		附	恒山郡	前 233-前 222(?) 統一後 -前 207	⑩ 恒山候丞 <u>恒山司空</u> 恒山武庫	[18]	
		2-2-5	代郡	前 222-前 207	⑩ 代馬 代馬丞印 代馬丞印 ×代丞之印	[19]	
		*	趙郡	前 228-前 222		[20]	
第三節 故燕地區		2-3-1	上谷郡	(前 226-前 224) -前 207	⑩ 上谷府丞	[21]	
		附	広陽郡	前 226-前 222 前 214-前 207		[22]	
		2-3-2	漁陽郡	前 226-前 207		[23]	
	2-3-2	右北平 郡	前 226-前 207		[24]		
	2-3-2	遼西郡	前 226-前 207		[25]		
	2-3-2	遼東郡	前 222-前 207	⑩ 遼東守印	[26]		
第三章 故韓魏河	第一節	3-1-1	三川郡	前 250-前 207	⑩ 參川尉印 參川邸丞	[27]	
		3-1-2	潁川郡	前 230-前 207	⑩ <u>潁川</u> 丞 潁川大守	[28]	

章 山 東 南 部 諸 郡	南地区	3-1-3	碭郡	前 225-前 207	×碭丞之印	[29]
		3-1-4	東郡	前 242-前 207	㊦ 東郡司馬 東郡尉印	[30]
	第二節 故楚淮漢 以北地区	3-2-1	南陽郡	前 272-前 207	㊦ 南陽司馬 南陽邸印 南陽邸丞 南陽邦尉 ×南陽守印	[31]
		3-2-2	淮陽郡	前 224-前 207	㊱ 淮陽弩丞 淮陽發弩	[32]
		3-2-3	四川郡	前 224-前 207	㊲ 四 尉 <u>四川輕車</u> 四川水丞 四川大守	[33]
	*	陶郡	前 265-前 259		[34]	
	第三節 故齊地区	3-3-1	臨淄郡	統一後-前 207	㊳ 臨淄司馬 ×臨淄丞印	[35]
		3-3-1	琅邪郡	前 221-前 207	㊴ 琅邪侯印 琅邪左鹽 琅左鹽丞 琅邪司丞 琅邪司馬 琅邪水丞 琅邪都水 琅邪發弩	[36]
		附	濟北郡	統一後-前 207	㊵ 濟北大守	[37]
		附	即墨郡	前 219-前 207	㊶ 即墨 即墨大守 即墨 ×即墨丞印	[38]
		3-3-2	薛郡	前 221-前 207	×薛丞之印	[39]
		附	東海郡	前 219-前 207	㊷ 東海司馬 東海都水	[40]
			齊郡	前 221-統一後	㊸ 齊左尉印 齊中尉印 齊 尉印	[41]
		城陽郡	報告書参照	㊹ 城陽侯印	[42]	
第 四 章 淮 漢 以 南 地 区	第一節 故楚淮漢 以南地区	4-1-1	南郡	前 278-前 207	㊺ 南郡司空 <u>南郡侯印</u> 南郡池丞 南郡府丞	[43]
		4-1-2	九江郡	前 223-前 207	㊻ 九江守印 九江司空	[44]
	附	廬江郡	前 219-前 207		[45]	
	4-1-3	衡山郡	前 222-前 207	㊼ 衡山馬丞 衡山發弩	[46]	
	4-1-4	会稽郡	前 222-前 207		[47]	
	附	鄞郡	前 219-前 207		[48]	
	4-1-5	洞庭郡	前 222-前 207	㊽ <u>洞庭司馬</u>	[49]	
		黔中郡	前 277 前後時期		[50]	
	4-1-5	蒼梧郡	前 222-前 207	㊾ 蒼梧侯丞	[51]	
	第二節 故百越地 区	4-2-1	閩中郡	前 219-前 207		[52]
		4-2-2	南海郡	前 214-前 207	㊿ 南海司空	[53]
4-2-2		桂林郡	前 214-前 207		[54]	
4-2-2		象郡	前 214-前 207		[55]	

表 秦郡の設置と秦封泥

本表は、周振鶴主編『中国行政区画通史 秦漢卷』（12～47頁）及び同主編『中国行政区画通史 総論・先秦卷』（586～588頁）をもとに郡名・区域と参考年代を作成したものである。筆者の考証を経て修正した年代はゴシック太字で示す。章節項の数字は『秦漢卷』の章節項番号を示す。「*」マークは『先秦卷』より採録、「」マークは両書に未記載であるが、他の研究を参照に同地区に加えたものである。「×」マークは王偉『秦璽印封泥職官地理研究』では秦郡封泥・印章例に加えるものの、筆者が除いたものである。その他、封泥・印章例中の丸数字や通番等は本研究の『研究成果報告書』を参照いただきたい。

5. 主な発表論文等

〔雑誌論文〕(計 2 件)

下田誠「岐路に立つ韓と魏 紀元前三二〇年代の戦国史的意義について」『学芸国語国文学』第48号、2018年、29-39頁 10.24672/gkokugokokubun.48.0_29

下田誠・崎川隆「泉屋博古館所蔵『二十四年申陰戈』銘文辨偽」『泉屋博古館紀要』第33巻、2017年、45-53頁

〔学会発表〕(計 3 件)

下田誠「中国古代史講座」日中友好協会港支部、2017年

下田誠「日本学者先秦秦漢出土資料研究的現状」(中国語)中国人民大学歴史学院講座、於中国人民大学(中国北京市)、2016年

下田誠「戦国文字の標準化・地方化」(中国語)第六屆「漢字与漢字教育」国際研討会、於浙江外国語学院(中国・杭州市)、2015年

〔その他〕(計 1 件)

下田誠『西安相家巷出土秦封泥よりみた戦国秦・統一秦の中央官制及び郡県制に関する研究』(課題番号:15K16844)平成27～30年度科学研究費補助金若手研究(B)研究成果報告書、2019年6月[刊行予定]

科研費による研究は、研究者の自覚と責任において実施するものです。そのため、研究の実施や研究成果の公表等については、国の要請等に基づくものではなく、その研究成果に関する見解や責任は、研究者個人に帰属されます。